

## 都区制度改革実施大綱(平成12年3月28日都区協議会決定)の「役割分担を明確にする事務事業」の実施状況について

事務事業名		事業の概要	分担の基準	実施状況	
1	公衆浴場施設確保対策事業	都民の浴場利用機会の確保と転廃業防止及び経営安定を図るための、確保浴場の選定、確保資金の貸付・補助及び経常経費補助	施設確保資金助成事業を区において実施する。	○	実施済
2	公営住宅の設置・管理	公営住宅法に基づく住宅困窮低所得者に対する住宅供給及び既存住宅における家賃・入居者の決定、財産管理、修繕等	ア 区は小規模な事業を担当し、都は大規模な事業を担当する。 イ 小規模な住宅団地の建設は、区において主体的に進めるものとする。 ウ 既設都営住宅の区移管は、次により都区協議の整ったものから行う。 (ア) 移管対象はおおむね100戸程度までの規模の団地とする。 (イ) 区はそれぞれの区の地域実情等により、個々の団地について東京都(都市整備局)と協議の上、原則によらないことができる。 移管対象団地は別表2(略)のとおりとする。	△	平成19年3月末現在、既設都営住宅の移管の進捗状況は11.7%である。 建替時移管制度の創設や、移管住宅用地の用途制限の緩和等に関する方針策定など、移管の推進に向けた環境整備を行い、区と協議している。
3	特例都道の設置・管理	道路法第89条に基づく都道のうち、同法第7条第1項の道府県道の認定基準によらない都道の認定及びその管理	現都道のうち地域内のための道路を区に移管し、都道を広域的な役割を果たす幹線道路に整理する。現特例都道のうち、一般都道の認定基準に該当する道路及び首都機能上、大都市経営上、都道として管理する必要がある道路を管理し、それ以外のものを区に移管する。 移管対象道路は別表3(略)のとおりとする。	△	平成19年4月現在、移管対象29区間のうち14区間については、移管を実施している(一部移管済みを含む。)。未移管区間については、移管条件等を個別に区と協議している。
4	都市計画道路の設置	都市計画決定された都市計画道路の設置・拡幅	特別区内において、以下の基準に適合する都市計画道路を都施行、それ以外を区施行の路線とする。 ア 都市の骨格を形成する放射線、環状線 イ 補助線のうち、原則として標準幅員が16メートル以上であって、放射線、環状線を補完する複数区にまたがる広域的な路線 なお、現在、都が事業にあたっている箇所については、引き続き都が施行する。 さらに、個別・具体的対象路線の決定にあたっては、都と関係区間で十分協議を行うものとする。	○	都及び特別区は平成16年3月に「第三次事業化計画」を策定し、平成16年度から平成27年度までの間に優先的に整備する路線として、都が施行するもの103路線、区が施行するもの105路線を定めている。
5	公園、緑地、広場の設置・管理	都市計画決定された公園、緑地、広場の設置管理	都は、広域的に都民全般の利用に供される都市基幹公園(原則として、計画面積10ヘクタール以上の公園)及び文化財指定庭園等を設置管理する。区は、身近な地域住民の利用に供される住区基幹公園(原則として、計画面積10ヘクタール未満の公園)を設置管理する。 移管対象公園は別表4(略)のとおりとする。	○	実施済
6	市街地再開発事業	市街地の土地の高度利用及び都市機能の更新を図るために、都市再開発法に基づく都市計画事業として行う建築敷地、建築物、公共施設の整備事業	都は、原則として、施行区域面積が3ヘクタール以上で、かつ重要な公共施設を整備する地区を施行する。区は、原則として、施行区域面積が3ヘクタール未満の地区を施行する。ただし、緊急に施行する必要がある等特別の事情があり、都と区との協議により都の分担とされた地区は都が施行する。	○	都が施行中のものは5地区でいずれも3ヘクタール以上で、かつ重要な公共施設を整備する地区を施行している。
7	土地区画整理事業	公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために、土地区画整理法に基づく都市計画事業として行う土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業	区は、原則として施行規模が20ヘクタール未満の事業及び区道・区立公園等特別区の公共施設の整備を根幹とする事業を行い、都はそれ以外の事業を行う。	○	都が施行中の事業10地区のうち20ヘクタール未満のものは3地区(いずれも大綱の決定時において施行開始されていたもの)である。
8	認定外道路の管理	道路法に基づく認定を行っていない道路の維持管理	都は財産管理、区は機能管理を行う。	○	機能管理者である区への譲与手続きがほぼ完了した。
9	公有土地水面の維持管理	旧河川法における準用河川及び濠のうち、現行河川法施行時に1級、2級又は準用河川のいずれにも位置づけられなかった3川5濠の維持管理	外濠として、都が一体的に管理を行う必要がある5濠を除き、都が財産管理、区が機能管理を行う。 区の管理する公有水面は別表5(略)のとおりとする。	○	実施済
10	同和对策健康診断事業	同和对策事業の一環として行う、循環器検診、有機溶剤検診、結核検診、胃・子宮がん検診、母子健康相談及びこれらの事後措置としての保健婦による訪問指導等	本事業は、平成8年11月の東京都同和对策本部会議の決定(平成9年度から5年間の経過的措置を講じて終了)に基づき、都が引き続き実施することとする。	—	都が引き続き事業を実施する。